平成２４年（フ）第７４８号
静岡市葵区大岩本町７番22号　メゾンシャルーム201号
債務者　山梨　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９７号
東京都八王子市東中野228番地Ｄ．Ｍ．多摩学園都市伍番館904号
債務者　村岡　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７０号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番33号　アクティー21―403
債務者　原田　　瞳（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１８号
大阪市城東区新喜多東２丁目８番16号シャルマン不二303号
債務者　笹原　正巳
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５８号
栃木県栃木市都賀町家中2059番地12
債務者　三上　明美
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１４５４号
東京都小平市花小金井南町３丁目22番25号
債務者　中村　芳博
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３９号
千葉県八街市文違301―2322　プランドール201号、開始決定時の住所千葉県成田市山之作280番地１
破産者　小柴　邦彦
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１４号
千葉県佐倉市弥勒町93番地26、開始決定時の住所千葉県佐倉市白銀１丁目８番地３
破産者　永鳥　秀人
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５９７６号
東京都渋谷区宇田川町36番６号
破産者　スクイック株式会社
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５号
兵庫県豊岡市出石町上野285番地
破産者　被相続人亡川見久男相続財産
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１４６号
愛知県瀬戸市西吉田町23番地の83
破産者　オーエムテック株式会社
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３９０号
名古屋市守山区守山２丁目14番18号　エスポア守山101号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市東区泉１丁目10番25号
破産者　有限会社今人宝飾
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８６号
三重県伊勢市朝熊町字桜木2570、住民票上の住所三重県伊勢市朝熊町997番地
破産者　岩﨑　勝人
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第３５００号
最後の住所大阪府豊中市上野東１丁目８番30―210号
破産者　被相続人亡兼平忠明相続財産
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２号
島根県浜田市日脚町1388番地　２
破産者　大倉　一郎
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第８９号
北海道帯広市大通南16丁目２番地２片所第１ビル５階
破産者　株式会社ノイエル
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係